第3 薬 局 I 薬局の構造設備

1 楽句の構造設備		
法	審査基準	指導基準
1 薬局の構造設備が、厚生労働省令で定める基準に適合しないときは、許可を与えないことができる。 (法第5条第1号) 2 厚生労働省令で定める構造設備の基準は、次のとおりである。 (1) 調剤された薬剤又は医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が容易に出入りできる構造であり、薬局であることがその外観から明らかであること。 (構規第1条第1項第1号) (2) 換気が十分であり、かつ、清潔であること。 (構規第1条第1項第2号) (3) 当該薬局以外の薬局又は店舗販売業の店舗の場所、常時居住する場所及び不潔な場所から明確に区別されていること。 (構規第1条第1項第3号)	その薬局が販売・授与の対象としている者が容易に当該薬局に 出入りできる構造である必要があること。 ここでいう容易に出入りできる構造であるとは、薬局への出入 りのための手続きに十数分もかかるものであってはならないこ と。 また、薬局である旨がその外観から判別できない薬局や、通常人 が立ち寄らないような場所に敢えて開設した薬局等、実店舗での 対面による販売を明らかに想定していないような薬局は認められ ないこと。 (平成26年3月10日薬食発0310第1号)	構造設備 (1) 地域保健医療を担うのにふさわしい施設であること。特に 清潔と品位を保つこと。 (2) 処方箋応需の実態に応じ、十分な広さの調剤室及び患者の 待合に供する場所(いす等を設置)等を確保するよう努める こと。 (3) 患者のプライバシーに配慮しながら薬局の業務を行える よう、構造、設備に工夫をすることが望ましい。 (4) 薬局は利用者の便に資するよう、公道に面していること。 (平成5年4月30日薬発第408号)
(4) 面積は、おおむね19.8平方メートル以上とし、薬局の 業務を適切に行うことができるものであること。 (構規第1条第1項第4号)	 薬局の面積 (1) 面積の「おおむね」とは、基準面積の10パーセント以内をいう。 (2) 面積の算出方法は、内法寸法を計測した有効床面積とする。 (3) 薬局の面積とすることができる場所は、床面から天井までの高さが、2.1メートル以上であること。ただし、階段下等でこの高さを有しない場所であって、高さが1メートル以上であり、かつ、適切な陳列ができる場所と認められる場合には、その面積の2分の1を有効とすることができるものとすること。 (4) 薬局は、通路となる構造でなく、隣接する他の店舗又は医薬品の衛生的な保管管理に支障を生じるおそれがある場所との 	薬局の設備等 薬局には、次の設備を設けること。また、面積は次に掲げる付属設備を除いて19.8平方メートル以上を確保すること。 ア 医薬品を販売する場所 イ 待合に供する場所 ウ 医薬品の貯蔵設備 エ 処方箋の受付、薬剤の交付及び服薬指導のできる場所 (付属設備) オ 更衣室 カ 便所 キ 手洗い設備 ク 事務室

注 A		t 道 甘 淮
法 令 (5) 医薬品を通常陳列し、又は調剤された薬剤若しくは医薬品を交付する場所にあっては60ルックス以上、調剤台の上にあっては120ルックス以上の明るさを有すること。 (構規第1条第1項第5号) (6) 薬局製造販売医薬品(毒薬及び劇薬であるものを除く。以下同じ。)、要指導医薬品又は一般用医薬品を販売し、又は授与する薬局にあっては、開店時間(規則第14条の3第1項に規定する開店時間をいう。以下同じ。)のうち、薬局製造販売医薬品、要指導医薬品又は一般用医薬品を販売し、又は授与しない時間がある場合には、薬局製造販売医薬品、要指導医薬品、要指導医薬	審 査 基 準 間には、隔壁(ドアー等を含む。)を設けて明確に区画されていること。 なお、薬局が百貨店、スーパー等の一画であって、これによりがたい場合は、床面への線引き若しくは色分け等により明確に区分されていること。	指 導 基 準 * 薬剤の交付及び服薬指導を行う場所の設置にあたっては、専用の患者接遇コーナーを設ける等患者のプライバシーに十分配慮すること。 * 心身障害者、高齢者等に配慮した構造設備とすること。 * 天井、床及び隔壁は、板張り、コンクリート又はこれに準ずるものであること。 * 付属設備は、保健衛生上支障のない位置及び構造であること。 * 毒物劇物販売業を兼業とする場合、取り扱う毒劇物を貯蔵又は陳列する場所は、調剤室(試験室)外に設けること。 * 薬局製剤製造業を兼業とする場合は、製造業務に係る原料、資材等を保管する設備を別に設け、これは、薬局の業務に支障のない場所に位置していること。
品又は一般用医薬品を通常陳列し、又は交付する場所を閉鎖することができる構造のものであること。 (構規第1条第1項第6号)	「閉鎖することができる構造」とは、シャッター、パーティション、チェーン等により物理的に遮断され、進入することが困難なものであることとし、可動式の構造設備の場合には、従事者以外の者が動かすことができないような措置を採ること。 (平成21年5月8日薬食発第0508003号)	閉鎖する際は、当該区画で医薬品の販売又は授与を行えないことが明確に判別できるようにすることとし、閉鎖した区画の入口に専門家不在時の販売又は授与は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に違反するためできない旨を表示すること。 (平成21年5月8日薬食発第0508003号)
(7) 冷暗貯蔵のための設備を有すること。 (構規第1条第1項第7号)	冷暗貯蔵設備は、電気(又はガス)冷蔵庫であって、遮光が保た れるものであること。	厳密な温度管理を必要とする医薬品を取り扱う場合は、冷暗貯 蔵設備は自記温度計を備えた冷蔵庫であること。
(8) 鍵のかかる貯蔵設備を有すること。 (構規第1条第1項第8号)	鍵のかかる貯蔵設備は、堅固で容易に移動できないものである こと。	鍵のかかる貯蔵設備は調剤室に設け、「毒薬」の文字を表示すること。

法	審査基準	指導基
(9) 貯蔵設備を設ける区域が、他の区域から明確に区別されて		医薬品を貯蔵する場所を、特定の場
いること。		いるものであり、壁等で完全に区画さ
(構規第1条第1項第9号)		なお、医療機器等を医薬品と同一の
		ことは差支えないこと。
		(平成29年10月5
(10) 次に定めるところに適合する調剤室を有すること。	調剤室	調剤室
イ 6.6平方メートル以上の面積を有すること。	(1) 採光及び換気が十分であり、かつ清潔であること。	(1) 調剤室の面積は、調剤にあたる
ロ 天井及び床は、板張り、コンクリート又はこれらに準ずる	(2) 調剤室は、隔壁等により、天井まで明確に区画されているこ	さを確保すること。
ものであること。	と。	(2) 調剤室の顧客等に面する部分に
ハ 調剤された薬剤若しくは医薬品を購入し、若しくは譲り	なお、消防法の規定等により、天井まで仕切ることができな	メートルの高さのところに、おお
受けようとする者又は調剤された薬剤若しくは医薬品を購	い場合であって、保健衛生上支障がないと認められる場合に	1. 2メートル以上をガラス等の
入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によって	は、必要最小限の空間を設けることは差し支えない。	し、これを透して調剤室の内部を
購入され、若しくは譲り受けられた医薬品を使用する者が	(3) 調剤室が、通路となる構造でないこと。また、出入口は引き	下「透視面」という。) を設ける
進入することができないよう必要な措置が採られているこ	戸又は開き戸であること。	(3) 透視面等に、「調剤室」の文字
と。	(4) 調剤室に給排水設備(水道法に基づく水道による給水設備	(4) 透視面等に医薬品の交付窓口等
ニ 薬剤師不在時間(施行規則第1条第2項第3号に規定す	及び直接薬局外に排水できる排水設備)を設けること。	を必要最小限のものとし、かつ開
る薬剤師不在時間をいう。) がある薬局にあっては、閉鎖す		(5) 調剤室に劇薬専用の貯蔵場所を
ることができる構造であること。	「必要な措置」とは、社会通念上、カウンター等の通常動かすこ	示すること。
(構規第1条第1項第10号)	とのできない構造設備により遮断することで従事者以外の者が進	(6) 薬局製剤製造業の許可に係る薬

調剤室の閉鎖の方法

原則、施錠することとし、施錠が困難な場合は、シャッター、パ ーティション等の構造設備により物理的に遮断され社会通念上、 進入することが困難な方法により行うこと。

(平成29年9月26日薬生発0926第10号)

(平成21年5月8日薬食発第0508003号)

無菌調剤室を共同利用する場合の無菌調剤室の要件

入することができないような措置であること。

- (1) 高度な無菌製剤処理を行うために薬局内に設置された、他と 仕切られた専用の部屋であること。無菌製剤処理を行うための 設備であっても、他と仕切られた専用の部屋として設置されて いない設備については、無菌調剤室とは認められないこと。
- (2) 無菌調剤室の室内の空気清浄度について、無菌製剤処理を行 う際に、常時 I S O 1 4 6 4 4 - 1 に規定するクラス 7 以上を 担保できる設備であること。

基 進

場所に限定することを求めて されている必要はないこと。 の貯蔵設備において貯蔵する

5日薬生発1005第1号)

- る薬剤師の業務に支障ない広
- には、床からおおむね0.9 おむね縦1メートル以上、幅 等の透明な材質によって区画 3を見ることができる場所(以 ること。
- て字を表示すること。
- 等を設ける場合は、開口面積 開閉式とすること。
- 「を設け、「劇薬」の文字を表
- 薬局製剤製造業の許可に係る薬局については、調剤室は、 試験室を兼ねることができるが、調剤及び試験業務が適切に 行える構造でなければならないこと。

無菌製剤処理の施設基準

無菌製剤処理を行うための無菌室、クリーンベンチ又は安全キ ャビネットを備えていること。

(平成24年3月5日保医発0305第3号)

無菌調剤室を共同利用する場合は、原則として埼玉県内の薬局 間であること。

, I.V.		
法 令	審査基準	指導基準
	(3) その他無菌製剤処理を行うために必要な器具、機材等を十分	無菌調剤室
	に備えていること。	(1)無菌製剤処理を行うために薬局内に設置された他と仕切ら
	(平成24年8月22日薬食発0822第2号)	れた専用の部屋であること。
		(2) 無菌調剤室の室内の空気清浄度について、無菌製剤処理を
		行う際に、常時ISO14644-1に規定するクラス7以上
		を担保できる設備であること。
		(3)無菌調剤室はじんあい又は微生物により汚染を防止するた
		めの構造設備(空調設備、準備室又は前室、パスボックス、殺
		菌灯、エアシャワー等)を有すること。ただし、設備等の機能
		により同等の効果を得ることが出来る場合は、この限りではな
		V.
		(4)壁、床及び天井の表面は、清掃可能で洗浄剤や消毒剤に耐
		える材質であること。
		(5)無菌調剤室に入室するための手洗い設備及び更衣室を有す
		ること。
		(6) その他無菌製剤処理を行うために必要な器具、機材等を十
		分に備えていること。
(11) 薬局製造販売医薬品を販売し、又は授与する薬局にあって		(7) 無菌室調剤室には、透視面の設置を要しないこと。
は、次に定めるところに適合するものであること。		
イ 薬局製造販売医薬品を陳列するために必要な陳列棚その		
他の設備(以下「陳列設備」という。)を有すること。		
ロ 薬局製造販売医薬品を陳列する陳列設備から1.2メート		
ル以内の範囲(以下「薬局製造販売医薬品陳列区画」とい		
う。) に医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又		
は医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれら		
の者によって購入され、若しくは譲り受けられた医薬品を		
使用する者が進入することができないよう必要な措置が採	「必要な措置」は構規第1条第1項第10号の措置と同様	
られていること。ただし、薬局製造販売医薬品を陳列しない		
場合又は鍵をかけた陳列設備その他医薬品を購入し、若し		
くは譲り受けようとする者若しくは医薬品を購入し、若し		
くは譲り受けた者若しくはこれらの者によって購入され、		
若しくは譲り受けられた医薬品を使用する者が直接手の触		
れられない陳列設備に陳列する場合は、この限りでない。		
ハ 開店時間のうち、薬局製造販売医薬品を販売し、又は授与		
しない時間がある場合には、薬局製造販売医薬品陳列区画		
を閉鎖することができる構造のものであること。	閉鎖方法は構規第1条第1項第6号の閉鎖と同様	閉鎖する際は、当該区画で医薬品の販売又は授与を行えないこ
(構規第1条第1項第10号の2)		とが明確に判別できるようにすることとし、閉鎖した区画の入口

法	審査基準	指導基準
(10) 亜化道原薬日と旺幸1 フル板とより薬目にも マル 場に		に専門家不在時の販売又は授与は医薬品、医療機器等の品質、有 効性及び安全性の確保等に関する法律に違反するためできない 旨を表示すること。
(12)要指導医薬品を販売し、又は授与する薬局にあっては、次に 定めるところに適合するものであること。 イ 要指導医薬品を陳列するために必要な陳列設備を有する こと。 ロ 要指導医薬品を陳列する陳列設備から1.2メートル以 内の範囲(以下「要指導医薬品陳列区画」という。)に医薬 品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又は医薬品を 購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によっ て購入され、若しくは譲り受けられた医薬品を使用する者		(平成21年5月8日薬食発第0508003号)
が進入することができないよう必要な措置が採られていること。ただし、要指導医薬品を陳列しない場合又は鍵をかけた陳列設備その他医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者若しくは医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によって購入され、若しくは譲り受けられた医薬品を使用する者が直接手の触れられない陳列設備に陳列する場合は、この限りでない。 ハ 開店時間のうち、要指導医薬品を販売し、又は授与しない	「必要な措置」は構規第1条第1項第10号の措置と同様	
時間がある場合には、要指導医薬品陳列区画を閉鎖することができる構造のものであること。 (構規第1条第1項第11号)	閉鎖方法は構規第1条第1項第6号の閉鎖と同様	閉鎖する際は、当該区画で医薬品の販売又は授与を行えないことが明確に判別できるようにすることとし、閉鎖した区画の入口に専門家不在時の販売又は授与は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に違反するためできない旨を表示すること。 (平成21年5月8日薬食発第0508003号)
(13)第1類医薬品を販売し、又は授与する薬局にあっては、次に定めるところに適合するものであること。		
イ 第1類医薬品を陳列するために必要な陳列設備を有する こと。		
ロ 第1類医薬品を陳列する陳列設備から1.2メートル以 内の範囲(以下「第1類医薬品陳列区画」という。)に医薬 品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又は医薬品を 購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によっ て購入され、若しくは譲り受けられた医薬品を使用する者		
が進入することができないよう必要な措置が採られている こと。	「必要な措置」は構規第1条第1項第10号の措置と同様	

法	審査基準	指導基準
ただし、第1類医薬品を陳列しない場合又は鍵をかけた陳列設備その他医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者若しくは医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によって購入され、若しくは譲り受けられた医薬品を使用する者が直接手の触れられない陳列設備に陳列する場合は、この限りでない。 ハ 開店時間のうち、第1類医薬品を販売し、又は授与しない時間がある場合には、第1類医薬品陳列区画を閉鎖することができる構造のものであること。 (構規第1条第1項第12号)	閉鎖方法は構規第1条第1項第6号の閉鎖と同様	閉鎖する際は、当該区画で医薬品の販売又は授与を行えないことが明確に判別できるようにすることとし、閉鎖した区画の入口に専門家不在時の販売又は授与は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に違反するためできない旨を表示すること。 (平成21年5月8日薬食発第0508003号)
(14)次に定めるところに適合する法第9条の3第1項、第4項及び第5項、第36条の4第1項、第4項及び第5項並びに第36条の6第1項及び第4項に基づき情報を提供し、及び指導を行うための設備並びに法第36条の10第1項、第3項及び第5項に基づき情報を提供するための設備を有すること。ただし、複数の設備を有する場合は、いずれかの設備が適合していれば足りるものとする。 イ 調剤室に近接する場所にあること。 ロ 薬局製造販売医薬品を陳列する場合には、薬局製造販売医薬品陳列区画の内部又は近接する場所にあること。 ハ 要指導医薬品を陳列する場合には、要指導医薬品陳列区画の内部又は近接する場所にあること。 ニ 第1類医薬品を陳列する場合には、第1類医薬品陳列区画の内部又は近接する場所にあること。 ホ 指定第2類医薬品(規則第1条第3項第5号に規定する指定第2類医薬品を陳列する陳列設備から7メートル以内の範囲にあること。ただし、鍵をかけた陳列設備に陳列する場合又は指定第2類医薬品を陳列する陳列設備から1.2	「情報を提供するための設備」とは、相談カウンター等、薬剤師と購入者等が対面で情報提供を行うことができる通常動かすことができないものであること。 (平成21年5月8日薬食発第0508003号) 「近接する場所」とは、調剤された薬剤又は薬局医薬品、要指導医薬品及び第1類医薬品に係る情報提供に支障を生じない範囲内であること。 (平成21年5月8日薬食発第0508003号)	薬剤師又は登録販売者が情報提供を行うことに加えて、医薬品を購入し、又は譲り受ける前に添付文書の情報を閲覧することができるような環境を整備することが望ましいこと。また、添付文書の情報の閲覧については、添付文書の写しを備え付けることのほか、電子的媒体を利用する等の方法によること。 (平成21年5月8日薬食発第0508003号)
メートル以内の範囲に医薬品を購入し、若しくは譲り受け ようとする者若しくは医薬品を購入し、若しくは譲り受け た者若しくはこれらの者によって購入され、若しくは譲り 受けられた医薬品を使用する者が進入することができない		

よう必要な措置が接られている場合は、この限りでない。			
へ 2以上の陽に医薬品を通常陳列し、又は交付する場所がある場合には、各類の収薬品を通常陳列し、又は交付する場所の内能にあること。 (特規第1条第1項第13号) (特規第1条第1項第13号) (特規第1条第1項第13号) (特規第1条第1項第13号) (特別第1条第1項第13号) (特別第1条第1項第13号) (特別第1条第1項第13号) (特別第1条第1項第13号) (特別第1条第1項第13号) (1) 複数の階にしたって薬局の構造機像の一部を使除に設定して、対象では、対象にはですり、変し、とのでは、適別第4条の対象では、対象の階にしたって薬局の構造機能が分置されていても、薬房としての同一性、理解性があること。すなわら、美局内の専用機能とは見なさない。 (2) 複数の階にわたって薬局の構造設備の一部が分度されている場合においても、立る合かの機能を用地設は、当数薬局の特別とは見なさない。 (2) 複数の階にわたって、薬局の構造設備の一部が分度されている場合においても、少なくとも一つのフェン可関性、関係、エレベーター船分など、具象、独立に必要もおお前の面積を検いて、16、5平方メートル以上であること。 (3) 当該薬局において、常時調剤等の実務に発している薬剤師によって、複数階におたる当該薬局の薬器の骨頭が十分強切に行うことができると認められるものであること。 (昭和50年6月2日素発第479号) ドライブスルー方式による薬局の上準 (1) 定義 ドライブスルー方式による薬局の上準 (1) 定義 ドライブスルー方式による薬局の上準 (2) 定義と大き、小さを子供を伴う者など薬局に入ることが困難者のために設けられるものであり、薬用内における対面が式になり、クを見して、ののでは、対して、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、のので		審査基準	指導基準
要局の構造設備は、原則として同一階層に連続して設備すること。 「構規第1条第1項第13号) 「構規第1条第1項第13号) 「構規第1条第1項第13号) 「構規第1条第1項第13号) 「構規第1条第1項第13号) 「構規第1条第1項第13号) 「構規第1条第1項第13号) 「構造の限におたって要局の構造設備が分散されている。		「必要な措置」は構規第1条第1項第10号の措置と同様	
けることができる場合としては、分置することが適正なる調剤隆 係のして必要と認められ、かつ、次に掲げるいずれにも該当することを使する。 (1) 複数の階にわたって薬局の構造設備が分置されていても、薬局としての同一性、建樹性があること。すなわち、薬局内の専用院設等によって患者等が見るる情報であって当該薬局の外部に出ることなく、他階にある当該薬局の構造設備に行くことができるものであること。この場合、性いの共用院設を介質能などの一区画に薬局がある場合の一般顧客用階段は、当該薬局の専用確設とは見なさない。 (2) 複数の層にわたって、薬局の構造設備の一部が分置されている場合においても、少なくとも一つのフロア面積は、階段、エレベーター部分など、昇降、往来に必要とされる部分の面積を除いて、16・5 半方メートル以上であること。 (3) 当該薬局において、常時調剤等の実際に従事している薬剤師によって、複数階にわたる当該薬局の業務の管理が十分適切に行うことができると認められるものであること。 (6) 日本のであること。 (6) 日本のである。 (7) 日本	ある場合には、各階の医薬品を通常陳列し、又は交付する場		原則として、調剤室と同一の階層に待合場所が設置されている こと。ただし、調剤室が待合場所とは別の階層に設置されている
とを要する。 (1) 複数の階にわたって薬局の構造設備が分置されていても、 薬局としての同一性、強感性があること。すなわち、薬局内の 専用階段等によって患者等が昇降できる構造であって当該薬 局の外部に出ることなく、他陸にある当該薬局の構造設備に 行くことができるものであると。 この場合、ビルの共用階段や百貨店などの一区画に薬局が ある場合の一般顧客用階段は、当該薬局の専用階段とは見な さない。 (2) 複数の階にわたって、薬局の構造設備の一部が分置されてい る場合においても、少なくとも一つのフロア面積は、階段、エ レベーター部分など、昇降、往来心を要される命分の面積を 除いて、1 6. 5 平方メートル以上であること。 (3) 当該薬局において、湾時調剤等の実施に往事している薬剤師 によって、複数値とわたるも数減制の・業務の管理が十分適切に 行うことができると認められるものであること。 (昭和50年6月2日薬発第479号) ドライブスルー方式による薬局とは、体の不自由な者や感染 に罹患した者、小さな子供を伴う者など薬局に入ることが困難 者のために設けられるものであり、薬局内における対面方式に る処方等の交付投び薬の交付投び来の大学に以て、外種間に解の専用窓口に、 で、現本といいる者からの処方後の受付投び来の大学に対して、外種に解の事用窓口に、 で、現本といいる者からの処方後の受付投び来の大学に対し、に、外報日解の専用窓口に、 で、現本といいる者からの処方後の受付投び来の大学に対し、に、外報日解の専用窓口に、 で、東華している者からの処方後の受付投び来の大学に対して、外報と同かの専用窓口に、 で、東華している者からの処方後の受付投び来の大学に対し、に、外報日解の専用窓口に、 で、東華している者からの処方後の受け及び来単している者	(構規第1条第1項第13号)		場合は、通路等に調剤室への誘導標識を設け、階段には手すりを 設けること。
薬局としての同一性、連続性があること。すなわち、薬局内の 専用酸と等によって基本等が昇降できる構造であって当該薬 局の外部に出ることなく、他能にある当該薬局の構造設備に 行くことができるものであること。 この場合、ビルの共用階段や百貨市などの一区画に薬局が ある場合の一般顧客用階段は、当該薬局の専用階段とは見な さない。 3場合においても、少なくとも一つのフロア面積は、階段、エ レベーター部分など、昇除、往来に必要しされる部分の面積を 除いて、1 6. 5平ガメートル以上であること。 (3) 当該薬局において、常時調剤等の実務に従事している薬剤師 によって、複数解にわたる主診薬局の業務の管理が十分適切に 行うことができると認められるものであること。 (昭和50年6月2日薬発第479号) ドライブスルー方式による薬局とは、体の不自由な者や感染 に罹患した者、小さな子供を伴う者など薬局に入ることが困難 者のために設けられるものであり、薬局内における対面方式に る処力箋の交付及び来よの受け以外に、外壁側に前窓の専用窓口に いて、乗車している者からの処方箋の受付及び来ましている者 から物で交付しないと、外壁側に前窓の専用窓口に いて、乗車している者からの処方箋の受付及び来ましている者			
局の外部に出ることなく、他階にある当該薬局の構造設備に行くことができるものであること。 この場合、ビルの共用階段や百貨店などの一区画に薬局がある場合の一般顧客用階段は、当該薬局の専用階段とは見なさない。 (2) 複数の際にわたって、薬局の構造設備の一部が分置されている場合においても、少なくとも一つのフロア面積は、階段、エレベーター部分など、昇降、往来に必要とされる部分の面積を除いて、16.5平方メートル以上であること。 (3) 当該薬局において、常時調利等の実務に従事している薬利師によって、複数階にわたる当該薬局の業務の管理が十分適切に行うことができると認められるものであること。 (昭和50年6月2日薬発第479号) ドライブスルー方式による薬局の基準(1) 定義 ドライブスルー方式による薬局とは、体の不自由な者や感染に罹患した者、小さな子供を伴う者など薬局に入ることが困難者のために設けられるものであり、薬局内における対面方式に、企業が実の受付及び、薬の受付及び、薬の受付及び、薬の受付及び、薬の受付及び、薬の受付及び、薬の受付及び、薬の受付及び、薬の受付及び、薬の受付といて、、乗車している者からの処方箋の受付及び、乗車している者		.,	
この場合、ビルの共用階段や百貨店などの一区画に薬局がある場合の一般顧客用階段は、当該薬局の専用階段とは見なさない。 (2) 複数の階にわたって、薬局の構造設備の一部が分置されている場合においても、少なくとも一つのフロア面積は、階段、エレベーター部分など、昇降、往来に必要とされる部分の面積を除いて、16.5平方メートル以上であること。 (3) 当該薬局において、常時調剤等の実務に管理が十分適切に行うことができると認められるものであること。 (昭和50年6月2日薬発第479号) ドライブスルー方式による薬局の基準 (1) 定義 ドライブスルー方式による薬局の基準 (1) 定義 ドライブスルー方式による薬局の基準 (1) で義 イを持ち、小さな子供を伴う者など薬局に入ることが困難者のために設けられるものであり、薬局内における対面方式に、る処方薬の交付及び薬の交付以外に、外壁側口部の専用窓口にいて、乗車している者からの処方薬の受付及び乗車している者			
さない。 (2) 複数の階にわたって、薬局の構造設備の一部が分置されている場合においても、少なくとも一つのフロア面積は、階段、エレベーター部分など、昇降、往来に必要とされる部分の面積を除いて、16.5平方メートル以上であること。 (3) 当該薬局において、常時調剤等の実務の管理が十分適切に行うことができると認められるものであること。 (昭和50年6月2日薬発第479号) ドライブスルー方式による薬局の基準 (1) 定義 ドライブスルー方式による薬局とは、体の不自由な者や感染に罹患した者、小さな子供を伴う者など薬局に入ることが困難者のからに設けられるものであり、薬局内における対面方式にる処方箋の交付及び薬の交付以外に、外壁隙口部の専用窓口にいて、乗車している者からの処方箋の受付及び薬の受付及び乗車している者		この場合、ビルの共用階段や百貨店などの一区画に薬局が	
る場合においても、少なくとも一つのフロア面積は、階段、エレベーター部分など、昇降、往来に必要とされる部分の面積を除いて、1 6 . 5 平方メートル以上であること。 (3) 当該薬局において、常時調剤等の実務に従事している薬剤師によって、複数階にわたる当該薬局の薬務の管理が十分適切に行うことができると認められるものであること。 (昭和50年6月2日薬発第479号) ドライブスルー方式による薬局の基準 (1) 定義 ドライブスルー方式による薬局の基準 に罹患した者、小さな子供を伴う者など薬局に入ることが困難者のために設けられるものであり、薬局内における対面方式にる処方箋の交付及び薬の交付以外に、外壁開口部の専用窓口にいて、乗車している者からの処方箋の受付及び乗車している者		さない。	
(3) 当該薬局において、常時調剤等の実務に従事している薬剤師によって、複数階にわたる当該薬局の業務の管理が十分適切に行うことができると認められるものであること。 (昭和50年6月2日薬発第479号) ドライブスルー方式による薬局の基準 (1) 定義 ドライブスルー方式による薬局とは、体の不自由な者や感染に罹患した者、小さな子供を伴う者など薬局に入ることが困難者のために設けられるものであり、薬局内における対面方式にる処方箋の交付及び薬の交付及び薬の交付及び乗車している者		る場合においても、少なくとも一つのフロア面積は、階段、エ	
行うことができると認められるものであること。 (昭和50年6月2日薬発第479号) ドライブスルー方式による薬局の基準 (1) 定義 ドライブスルー方式による薬局とは、体の不自由な者や感染: に罹患した者、小さな子供を伴う者など薬局に入ることが困難: 者のために設けられるものであり、薬局内における対面方式に る処方箋の交付及び薬の交付以外に、外壁開口部の専用窓口に: いて、乗車している者からの処方箋の受付及び乗車している者			
ドライブスルー方式による薬局の基準 (1) 定義 ドライブスルー方式による薬局とは、体の不自由な者や感染: に罹患した者、小さな子供を伴う者など薬局に入ることが困難: 者のために設けられるものであり、薬局内における対面方式に る処方箋の交付及び薬の交付以外に、外壁開口部の専用窓口に: いて、乗車している者からの処方箋の受付及び乗車している者		行うことができると認められるものであること。	
(1) 定義 ドライブスルー方式による薬局とは、体の不自由な者や感染に罹患した者、小さな子供を伴う者など薬局に入ることが困難に罹患した者のために設けられるものであり、薬局内における対面方式にる処方箋の交付及び薬の交付以外に、外壁開口部の専用窓口にいて、乗車している者からの処方箋の受付及び乗車している者		(昭和50年6月2日薬発第479号)	
に罹患した者、小さな子供を伴う者など薬局に入ることが困難。 者のために設けられるものであり、薬局内における対面方式に る処方箋の交付及び薬の交付以外に、外壁開口部の専用窓口に いて、乗車している者からの処方箋の受付及び乗車している者			
る処方箋の交付及び薬の交付以外に、外壁開口部の専用窓口に: いて、乗車している者からの処方箋の受付及び乗車している者			ドライブスルー方式による薬局とは、体の不自由な者や感染症 に罹患した者、小さな子供を伴う者など薬局に入ることが困難な
いて、乗車している者からの処方箋の受付及び乗車している者			者のために設けられるものであり、薬局内における対面方式による処方箋の交付及び薬の交付以外に、外壁開口部の専用窓口にお
			いて、乗車している者からの処方箋の受付及び乗車している者に
(2) 構造設備			
と同投薬カウンター(以下「専用受付カウンター等」という。			と同投薬カウンター(以下「専用受付カウンター等」という。) は薬局内(調剤室を含む。)の衛生の保持や確実な服薬指導を

)+ A	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	七
法令	審査基準	指 導 基 準 担保するため、それぞれ一箇所以内とし、調剤室以外の場所に設けること。 ② 専用受付カウンター等は、薬剤師が乗車している患者に対して、受付時の薬歴管理と投薬時の服薬指導を薬局内と同様にできる構造とすること。 ③ 専用受付カウンター等は、患者のプライバシーを考慮した場所に設置すること。 ④ 専用受付カウンター等の設置場所については、夜間用の照明を設け、薬局内の投薬カウンターと同様の照度を有すること。 ⑤ 専用受付カウンター等の外部には乗車している患者からの呼び出しを薬局内で確認できるよう、インターホン等を設けること。 ⑥ 雨天時など乗車している患者が雨に濡れないなど、天候による影響を最小限に保つため、専用受付カウンター等の屋外に十分な大きさを有するひさしを設けること。 ⑦ 専用受付カウンター等は、周囲の交通の障害となる場所に設置しないこと。 ⑧ ドライブスルー方式を設置する場合は、薬局内の患者用の駐車スペース以外に、調剤待ちの患者を乗せた車が待機できる駐車スペースと確保すること。 ⑨ ドライブスルー方式を設置する場合は、車の進入経路を表示
(15)次に掲げる調剤に必要な設備及び器具を備えていること。ただし、イからカまでに掲げる設備及び器具については、それぞれ同等以上の性質を有する設備及び器具を備えていれば足りるものとする。 イ 液量器 ロ 温度計(100度) ハ 水浴 ニ 調剤台 ホ 軟膏板 ヘ 乳鉢(散剤用のもの)及び乳棒 ト はかり(感量10ミリグラムのもの及び感量100ミリグラムのもの) チ ビーカー	調剤用医薬品、試験検査用薬品(薬局製剤製造業の許可に係る薬局で試験室を兼ねる場合に限る。)及び器具等の保管設備を設け、それぞれが区分できるものであること。調剤に必要な書籍以外の設備及び器具について、同等以上の性質を有する設備及び器具を備えれば足りること。 イー定量の計量ができるもの。 ロ環境や水温等温度測定のできるもの。 ハ医薬品を間接的に加温できるもの。 ニ散剤、錠剤、水剤の調剤を行う専用の台となるもの。ホ軟膏剤の混合ができるもの。 へ固体の粉砕、混和ができるもの。 ト散剤の秤量ができるもの。感量10mg: 0.01g単位の秤量ができるもの。感量100mg: 0.1g単位の秤量ができるもの。	し、入口と出口を別々にすること。 調剤室内には、原則として調剤用又は試験検査用器具以外の器 具を設置しないこと。 ただし、薬歴管理・相互作用検索用コンピュータ、処方箋受信 用ファクシミリ、電話を設置する場合は、調剤業務及び保健衛生 上支障をきたさないように設置すること。 液量器は、小容量(50cc未満)及び中~高容量(50cc以上)の ものを各1つ以上備えることが望ましい。 (平成27年4月1日薬食発0401第8号)

法 令	審査基準	指導基準
リ ふるい器 ヌ へら (金属製のもの及び角製又はこれに類するもの) ル メスピペット ヲ メスフラスコ又はメスシリンダー ワ 薬匙 (金属製のもの及び角製又はこれに類するもの) カ ロート ヨ 調剤に必要な書籍(磁気ディスク (これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)をもって調製するものを含む。) (構規第1条第1項第14号)	チ 液剤の混合や撹拌ができるもの。 リ 錠剤粉砕時の篩過、コーティングの除去ができるもの。 ヌ 軟膏剤等の混合ができるもの及び金属と反応性がある医薬品(サリチル酸等)の混合ができるもの。 ル 少量液剤の正確な計量ができるもの。 ラ 液剤の一定程度の正確な計量ができるもの。なお、どちらか一方を備えればよい。 ワ 散剤等の秤量ができるもの及び金属と反応性がある医薬品(サリチル酸等)の秤量ができるもの。 カ 液体等を口径の小さい容器等に流下できるもの。液体と固体を濾過・分離できるもの。	
	(平成27年4月1日薬食発0401第8号) 調剤に必要な書籍 (1) 日本薬局方及びその解説に関するもの (2) 薬事関係法規に関するもの (3) 調剤技術等に関するもの (4) 添付文書に関するもの (昭和62年6月1日薬発第462号)	書籍は最新のものであること。 (1) 日本薬局方及びその解説に関するものとは次のいずれかとする。 イ 日本薬局方解説書 ロ 日本薬局方条文と注釈 ハ 日本薬局方条文と JPDI又はそれに準ずるもの (2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法、麻薬及び向精神薬取締法 (3) 調剤指針等 (4) 添付文書集(取り扱う医薬品の添付文書をファイルすることでも差し支えない。)
(16)営業時間のうち、特定販売(規則第1条第2項第4号に規定する特定販売をいう。以下同じ。)のみを行う時間がある場合には、都道府県知事(その所在地が地域保健法(昭和22年法律第101号)第5条第1項の政令で定める市(以下「保健所を設置する市」という。)又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長)又は厚生労働大臣が特定販売の実施方法に関する適切な監督を行うために必要な設備を備えていること。 (構規第1条第1項第16号)	当該設備については、画像又は映像をパソコン等により市の求めに応じて直ちに電送できる次の設備を整備すること。 (1) 映像を撮影するための設備 (2) 撮影した映像を電子メールで送信するためのパソコンやインターネット回線等 (3) 現状についてリアルタイムでやり取りができる電話機及び電話回線等 (平成26年3月10日薬食発0310第1号) (平成26年3月31日事務連絡)	当該設備を搭載した携帯電話端末、スマートフォン及びタブレット端末等を含むものとする。

法	審査基準	指導基準
(17)放射性医薬品(放射性医薬品の製造及び取扱規則(昭和36年厚生省令第4号)第1条第1号に規定する放射性医薬品をいう。)を取り扱う薬局は、構規第1条第2項から第5項の基		
準にも適合していること。 (構規第1条第2項)		
3 薬局開設者は、自ら視覚、聴覚若しくは音声機能若しくは言語機能に障害を有する薬剤師若しくは登録販売者であるとき、又はその薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師若しくは登録販売者が視覚、聴覚若しくは音声機能若しくは言語機能に障害を有するときは、保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、必要な設備の設置その他の措置を講じなければならない。 (規則第15条の10)		薬剤師又は登録販売者が次の障害を有する者に該当する場合は、障害の内容及び程度を勘案した上で、それぞれ各号に規定する設備を設けること。 (1) 視覚の障害を有する者 拡大器等 (2) 聴覚若しくは言語障害又は音声機能の障害を有する者 ファクシミリ装置等

Ⅱ 体制要件

Ⅱ 体制要件		
法令	審査基準	指導基準
薬局において調剤及び調剤された薬剤の販売又は授与の業務を行う体制並びにその薬局において医薬品の販売業を併せ行う場合にあっては医薬品の販売又は授与の業務を行う体制が厚生労働省令で定める基準に適合しないときは、許可を与えないことができる。 (法第5条第2号) 1 法第5条第2号の規定に基づく厚生労働省令で定める薬局において調剤及び調剤された薬剤又は医薬品の販売又は授与の業務を行う体制の基準は、次に掲げる基準とする。 (1)薬局の開店時間内は、常時、当該薬局において調剤に従事する薬剤師が勤務していること。ただし、薬剤師不在時間(規則第1条第2項第3号に規定する薬剤師が当該薬局以外の場所において当該薬局の業務を行うために勤務していること。 (体制省令第1条第1項第1号)	薬剤師不在時間とは、開店時間のうち、当該薬局において調剤に従事する薬剤師が当該薬局以外の場所においてその業務を行うため、やむを得ず、かつ、一時的に当該薬局において薬剤師が不在となる時間をいう。例えば、緊急時の在宅対応や急遽日程の決まった退院時カンファレンスへの参加のため、一時的に当該薬局において薬剤師が不在となる時間が該当するものであり、学校薬剤師の業務やあらかじめ予定されている定期的な業務によって恒常的に薬剤師が不在となる時間は認められないこと。 (平成29年9月26日薬生発0926第10号)	無菌製剤処理に必要な体制 2名以上の常勤の薬剤師がいること。 (平成24年3月5日保医発0305第3号)
(2) 当該薬局において、調剤に従事する薬剤師の員数が当該薬局における1日平均取扱処方箋数(前年における総取扱処方箋数(前年において取り扱った眼科、耳鼻咽喉科及び歯科の処方箋の数にそれぞれ3分の2を乗じた数とその他の診療科の処方箋の数との合計数をいう。)を前年において業務を行った日数で除して得た数とする。ただし、前年において業務を行った期間がないか、又は3箇月未満である場合においては、推定によるものとする。)を40で除して得た数(その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときは、その端数は1とする。)以上であること。(体制省令第1条第1項第2号) (3) 要指導医薬品又は第1類医薬品を販売し、又は授与する薬局にあっては、要指導医薬品又は第1類医薬品を販売し、又は	薬剤師の員数の算出方法 (1) 常勤薬剤師を1とする。 常勤薬剤師を1とする。 常勤薬剤師とは、原則として薬局で定めた就業規則に基づく 薬剤師の勤務時間(以下「薬局で定める勤務時間」という。) の全てを勤務する者であるが、1週間の薬局で定める勤務時間 が32時間未満の場合は、32時間以上勤務している者とす る。 (2) 非常勤薬剤師は、その勤務時間を1週間の薬局で定める勤 務時間により除した数とする。ただし、1週間の薬局で定める 勤務時間が32時間未満と定められている場合は、換算する 分母は32時間とする。 (平成11年2月16日医薬企第17号)	

法	審査基準	指導基準
授与する営業時間内は、常時、当該薬局において医薬品の販売 又は授与に従事する薬剤師が勤務していること。 (体制省令第1条第1項第3号)		
(4) 第2類医薬品又は第3類医薬品を販売し、又は授与する薬局にあっては、第2類医薬品又は第3類医薬品を販売し、又は授与する営業時間内は、常時、当該薬局において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師又は登録販売者が勤務していること。		
(体制省令第1条第1項第4号)		
(5) 営業時間又は営業時間外で相談を受ける時間内は、調剤された薬剤若しくは医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又は調剤された薬剤若しくは医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によって購入され、若しくは譲り受けられた医薬品を使用する者から相談があった場合に、法第9条の3第4項、第36条の4第4項、第36条の6第4項又は第36条の10第5項の規定による情報の提供又は指導を行うための体制を備えていること。 (体制省令第1条第1項第5号)		
(6) 当該薬局において、調剤に従事する薬剤師の週当たり勤務時間数(規則第1条第5項第2号に規定する週当たり勤務時間数をいい、特定販売のみに従事する勤務時間数を除く。)の総和が、当該薬局の開店時間の1週間の総和以上であること。 (体制省令第1条第1項第6号)	調剤に従事しない薬剤師がいる場合は、調剤に従事する薬剤師の週当たり勤務時間数の総和には加えないこと。 (平成21年5月8日薬食発第0508003号)	
(7) 1日当たりの薬剤師不在時間は、4時間又は当該薬局の1日の開店時間の2分の1のうちいずれか短い時間を超えないこと。 (体制省令第1条第1項第7号)		
(8) 薬剤師不在時間内は、法第7条第1項又は第2項の規定に よる薬局の管理を行う薬剤師が、薬剤師不在時間内に当該薬 局において勤務している従事者と連絡ができる体制を備え ていること。 (体制省令第1条第1項第8号)		

,	1	11. 326 11. 341
法	審査基準	指導基準
(9) 薬剤師不在時間内に調剤を行う必要が生じた場合に近隣の薬局を紹介すること又は調剤に従事する薬剤師が速やかに当該薬局に戻ることその他必要な措置を講じる体制を備えていること。 (体制省令第1条第1項第9号)		薬剤師不在時間内に患者等から調剤の求めがあった場合、当該 薬局において勤務している従事者に、患者等に対し、薬剤師不在 時間に係る掲示内容を説明させるとともに、患者等が適切に調剤 が受けられるよう、薬局の管理を行う薬剤師に電話で連絡させ、 必要な指示を受けさせること。連絡を受けた薬剤師は、従事者に 近隣の薬局を紹介させること又は速やかに当該薬局に戻ることな ど必要な措置を講じること。 なお、薬剤師が薬局に戻った後に調剤するため、薬局の従事者 が患者の同意を得て処方箋を預かる場合には、封筒等に入れて保 管する等、従事者に対する研修の中で個人情報の取扱い等につい て周知し、その取扱いには十分配慮させること。 (平成29年9月26日薬生発0926第10号)
(10) 要指導医薬品又は一般用医薬品を販売し、又は授与する薬局にあっては、当該薬局において要指導医薬品又は一般用医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師及び登録販売者の週当たり勤務時間数の総和を当該薬局内の要指導医薬品の情報の提供及び指導を行う場所(構規第1条第1項第13号に規定する情報を提供し、及び指導を行うための設備がある場所をいう。(9)において同じ。)並びに一般用医薬品の情報の提供を行う場所(構規第1条第1項第13号に規定する情報を提供するための設備がある場所をいう。(9)において同じ。)の数で除して得た数が、要指導医薬品又は一般用	要指導医薬品又は一般用医薬品の販売又は授与に従事しない薬剤師がいる場合は、要指導医薬品又は一般用医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師の週当たり勤務時間数の総和には加えないこと。 (平成21年5月8日薬食発第0508003号)	
医薬品を販売し、又は授与する開店時間の1週間の総和以上 であること。 (体制省令第1条第1項第10号)	一般用医薬品の特定販売を行う薬局にあっては、その開店時間の1週間の総和が30時間以上であり、そのうち、深夜(午後10時から午前5時まで)以外の開店時間の1週間の総和が15時間以上であることを目安とすること。 (平成26年3月10日薬食発0310第1号)	
(11) 要指導医薬品又は第1類医薬品を販売し、又は授与する薬局にあっては、当該薬局において要指導医薬品又は第1類医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師の週当たり勤務時間数の総和を当該薬局内の要指導医薬品の情報の提供及び指導を行う場所並びに第1類医薬品の情報の提供を行う場所の数で除して得た数が、要指導医薬品又は第1類医薬品を販売し、又は授与する開店時間の1週間の総和以上であること。 (体制省令第1条第1項第11号)	要指導医薬品又は第1類医薬品の販売又は授与に従事しない薬剤師がいる場合は、要指導医薬品又は第1類医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師の週当たり勤務時間数の総和には加えないこと。 (平成21年5月8日薬食発第0508003号)	

法	審査基準	指導基準
(12) 調剤の業務に係る医療の安全を確保するため、指針の策定、 従事者に対する研修の実施その他必要な措置が講じられて いること。 (体制省令第1条第1項第12号)	「従事者に対する研修」は、薬局開設者が自ら実施するほか、 薬局開設者が委託する薬局又は薬剤師に関する団体等(当該薬局 開設者又は当該団体等が委託する研修の実績を有する団体等を含 む。)が実施することができることとし、薬局開設者は、これら の研修を受講させることにより、薬剤師及び登録販売者を含む従 事者の資質の向上に努めること。	薬局開設者が実施する従事者に対する研修の実施に際しては、偽造医薬品の流通防止のために必要な各種対応に係る内容を含むこと。 (平成29年10月5日薬生発1005第1号)
(13) 法第9条の3第1項及び第4項の規定による情報の提供及 び指導その他の調剤の業務(調剤のために使用される医薬品 の貯蔵に関する業務を含む。)に係る適正な管理を確保する ため、指針の策定、従事者に対する研修の実施その他必要な 措置が講じられていること。 (体制省令第1条第1項第13号)	また、薬局の管理者は、調剤の業務に係る医療の安全、調剤された薬剤の情報提供及び指導、その他の調剤の業務に係る適正な管理、薬局医薬品並びに要指導医薬品の情報提供及び指導、一般用医薬品の情報提供及びその他の医薬品の販売又は授与の業務に係る適正な管理を確保するために必要な指導等を行うこと。 (平成21年5月8日薬食発第0508003号)	調剤の業務及び医薬品の販売又は授与の業務に係る適正な管理 について、これらの業務には使用される医薬品の貯蔵に関する業 務を含むことを明確化すること。 (平成29年10月5日薬生発1005第1号)
(14) 医薬品を販売し、又は授与する薬局にあっては、法第36条の4第1項、第4項及び第5項並びに第36条の6第1項及び第4項の規定による情報の提供及び指導並びに法第36条の10第1項、第3項及び第5項の規定による情報の提供その他の医薬品の販売又は授与の業務(医薬品の貯蔵及び要指導要指導医薬品又は一般用医薬品を販売し、又は授与する開店時間以外の時間における対応に関する業務を含む。)に係る適正な管理を確保するため、指針の策定、従事者に対する研修(特定販売を行う薬局にあっては、特定販売に関する研修を含む。)の実施その他必要な措置が講じられていること。 (体制省令第1条第1項第14号) ((15)(12)から(14)までに掲げる薬局開設者が講じなければならない措置には、次に掲げる事項を含むものとする。		
イ 医薬品の使用に係る安全な管理(以下「医薬品の安全使用」という。)のための責任者の設置 ロ 従事者から薬局開設者への事故報告の体制の整備 ハ 医薬品の貯蔵設備を設ける区域に立ち入ることができる者の特定 ニ 医薬品の安全使用並びに調剤された薬剤及び医薬品の情報提供のための業務に関する手順書の作成及び当該手順書		医薬品の貯蔵設備を設ける区域に立ち入ることができる者の範囲と立ち入る際の方法をあらかじめ定めておくこと。 (平成29年10月5日薬生発1005第1号)

に基づく業務の実施

法令	審査基準	指導基準
		(3) 貯蔵設備に立ち入ることができる者の範囲と立ち入る際の方法 (4) 医薬品の譲渡時は、全ての供給品において、規則第14条第1項第1号から第6号までの事項等を記載した文書(例えば、納品書)を同封すること (5) 製造販売業者により医薬品に施された封を開封して販売・授与する場合(調剤の場合を除く)には、医薬品の容器等に、当該分割販売を行う者の氏名又は名称並びに分割販売を行う薬局の名称及び所在地を記載すること (6) 患者等に対して販売包装単位で調剤を行う場合には、調剤された薬剤が再度流通することがないよう、外観から調剤済みと分かるような措置を講じること (7) 偽造医薬品や品質に疑念のある医薬品を発見した際の具体的な手順(仕入れの経緯の確認、販売・輸送の中断、隔離、行政機関への報告等) (8) その他、偽造医薬品の流通防止に向け、医薬品の取引状況の継続的な確認や自己点検の実施等 (9) 購入者等の適切性の確認や返品された医薬品の取扱いに係る最終的な判断等、管理者の責任において行う業務の範囲 (平成29年10月5日薬生発1005第1号)

Ⅲ 人的要件

法令	審査基準	指導基準
1 申請者(申請者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員を含む。)が、次のイからトまでのいずれかに該当するときは、薬局の許可を与えないことができる。 イ 法第75条第1項の規定により許可を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者 ロ 法第75条の2第1項の規定により登録を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者 ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった後、3年を経過していない者 ニ イからハまでに該当する者を除くほか、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)、毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)その他薬事に関する法令で政令で定めるもの又はこれに基づく処分に違反し、その違反行為があった日から2年を経過していない者ホ麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者へ心身の障害により薬局開設者の業務を適切に行うことができない者として厚生労働省令で定めるものト薬局開設者の業務を適切に行うことができる知識及び経験を有すると認められない者 (法第5条第3号) * 厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により薬局開設者の業務を適切に行うことができる知識及び経験を有すると認められない者	「責任役員」の定義 各許可等業者において、各役員が分掌する業務の範囲を決定した 結果、その分掌する業務の範囲に、薬事に関する法令に関する業務 (薬事に関する法令を遵守して行わなければならない業務)が含まれる役員が「責任役員」に該当する。 すなわち、「責任役員」とは、新たに指名又は選任を要する性質のものではなく、各役員が分掌する業務の範囲によりその該当性が決まるものである。 なお、薬事に関する法令とは、薬機法、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法並びに薬機法施行令第1条の3各号に規定する薬事に関する法令をいう。 「責任役員」の範囲株式会社(特例有限会社を含む。)会社を代表する取締役及び薬事に関する法令に関する業務を担当する取締役※指名委員会等設置会社については、会社を代表する執行役及び薬事に関する法令に関する業務を担当する役員その他の法人上記に準ずる者 (令和3年1月29日薬生総発0129第1号)	薬局の開設者(法人の場合は、代表者又は薬事に関する業務に責任を有する役員)は医療の担い手である薬剤師であることが望ましい。 (平成5年4月30日薬発第408号)
(規則第9条)		

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	塞 杏 甚 淮	指 道 其 淮
法 令 2 薬局開設者が薬剤師であるときは、自らその薬局を実地に管理しなければならない。ただし、その薬局において薬事に関する実務に従事する他の薬剤師のうちから薬局の管理者を指定してその薬局を実地に管理させるときは、この限りでない。 (法第7条第1項)	審 査 基 準 管理者 薬局の管理者は、常勤であること。 (平成21年5月8日薬食発第0508003号) 薬局の管理は、薬剤師不在時間内においても、薬局の管理者による管理が必要であること。	指導基準
	薬局の管理者が当該薬局以外の場所において、やむを得ず、かつ、一時的にその業務を行う時は、薬剤師不在時間内に当該薬局において勤務している従事者と常に電話で連絡を取ることができ、必要に応じて、当該薬局に戻ることができる体制で勤務していること。 (平成29年9月26日薬生発0926第10号)	
3 薬局開設者が薬剤師でないときは、その薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師のうちから薬局の管理者を指定してその薬局を実地に管理させなければならない。 (法第7条第2項)		
4 薬局の管理者は、法第8条第1項及び第2項に規定する義務 並びに同条第3項に規定する厚生労働省令で定める義務を遂行 し、並びに同項に規定する厚生労働省令で定める事項を遵守す るために必要な能力及び経験を有する者でなければならない。 (法第7条第3項)		
* 薬局の管理者は、保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、その薬局に勤務する薬剤師その他の従業者を監督し、その薬局の構造設備及び医薬品その他の物品を管理し、その他その薬局の業務につき、必要な注意をしなければならない。 (法第8条第1項)		
* 薬局の管理者は、保健衛生上支障を生ずるおそれがないように その薬局の業務につき、薬局開設者に対し必要な意見を書面に より述べなければならない。 (法第8条第2項)		
* 薬局の管理者が行う薬局の管理に関する業務及び薬局の管理 者が遵守すべき事項については、厚生労働省令で定める。 (法第8条第3項)		

法令	審査基準	指導基準
* 法第8条第3項の薬局の管理者が行う薬局の管理に関する業務は、次のとおりとする。 ア 法第9条の2第1項第1号に規定する薬局の管理者が有する権限に係る業務 イ 第12条第1項の規定による医薬品の試験検査及び同条第2項の規定による試験検査の結果の確認ウ 第13条第2項の規定による帳簿の記載エ 第240条第2項及び第3項の規定による記録の保存(規則第11条第1項)		
* 法第8条第3項の薬局の管理者が遵守すべき事項は、次のとおりとする。 ア 保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、その薬局に勤務する薬剤師及びその他の従業者を監督し、その薬局の構造設備及び医薬品その他の物品を管理し、その他その薬局の業務につき、必要な注意をすること。 イ 法第8条第2項の規定により薬局開設者に対して述べる意見を記載した書面の写しを3年間保存すること。 (規則第11条第2項)		

IV 薬局の名称、表示

法	審査基準	指導基準
		薬局の名称は、誇大なもの又は誤解を与えやすいものであってはならない。 薬局の名称、表示 (1) 薬局の名称は、薬局と容易に認識できるよう「薬局」を付した名称とし積極的に表示すること。 (2) 特定の医療機関と同一と誤解されるような名称は避けること。 (平成5年4月30日薬発第408号) 近隣の薬局の名称と紛らわしくない薬局名にすること。

V 薬局の独立

法令	審査基準	指導基準
		医療機関、医薬品製造業者及び卸売業者からの独立 (1) 薬局は医療機関から経済的、機能的、構造的に独立していなければならない。 ア 経済的独立 経営主体が実質的に同一であってはならないこと。 イ 機能的独立 機能上医療機関とのつながりが強いものであってはならないこと。 ウ 構造的独立 (ア) 薬局と特定の医療機関が構造的に分離していること。 (イ) 特定の医療機関から薬局に患者を誘導するための設備がなされていないこと。 (ウ) 薬局の入口が公道に面していること。 (エ) 薬局の設備を医療機関が共用していないこと。 (2) 薬局の設備を医療機関が共用していないこと。 (2) 薬局は医療機関と処方箋の斡旋について、約束を取り交わしてはならない。 (3) 薬局は医療機関に対し処方箋の斡旋の見返りに、方法のいかんを問わず、金銭、物品、便益、労務、供応その他経済上の利益の提供を行ってはならない。 (4) 薬局は医薬品の購入を特定の製造業者、特定の卸売業者又は、それらのグループのみに限定する義務を負ってはならない。 (平成5年4月30日薬発第408号) * 「製造業者」については、平成17年4月1日の改正薬事法の施行により、「製造販売業者」とみなす。